

## 東京都認証保育所協会協賛会員 入会申込書

企業名・個人名		代表者名	
所在地・住所		担当者名	
電話番号		Fax	
業種・職業		E-Mail	

※代表者名と担当者名は、個人の場合は不要です。

当社（私）は、東京都認証保育所協会会則、同協賛会員細則の規定に従い、協会活動の支援を行うため、協賛会員としての入会を申し込みます。

平成 年 月 日

企業（個人）名

住所

電話

担当者



---

### 東京都認証保育所協会協賛会員 細則

第1条（目的）東京都認証保育所協会（以下、本会と称する。）会則第2条第3項（協賛会員）の規定を承け、その細目を以下のように定める。

第2条（協賛会員の入会手続）本会協賛会員となるには、本会に対して入会申込書を提出し、その幹事会の承認を経なければならない。

第3条（協賛会員となるための要件）協賛会員は、認証保育所の質の向上につながる活動を営み、本会活動を支援する意思を有する法人又は個人でなければならない。

第4条（協賛会員に適用される事業年度）協賛会員が本会に納める年会費の有効期間は、正会員に準ずるものとする。

第5条（協賛会員年会費）

- 第2条及び第3条の規定にも関わらず、所定の年会費を納めなければ、協賛会員となることができない。
- 協賛会員が当会に納付する会費は、毎年4月1日より8月末日までを上半期とし、上半期中における入会については、協賛会員年会費の全額とし、同10月より翌年3月末日までを下半期とし、下半期中における入会については、当該入会年度に限り、同2分の1に減額する。
- 正当な理由なく、年会費を期限までに納めないときは、協賛会員たる資格を失うことがある。

第6条 (会費等及びその対償)

1. 年会費の額は3万円とする
2. 当会は、新入会協賛会員を当会オフィシャルサイトにおいて正会員に向けて紹介するものとする。又、協賛会員は、当会オフィシャルサイトに無料でバナーを貼ることができる(ただし、バナーを当会に制作依頼する場合は、別途5,000円を支払うものとする。)
3. 協賛会員は、当会総会場及び研修会場にて、無料でブース出展などの広告活動を行うことができる。
4. 年会費及び第2項に規定するバナー制作料は、現金にて支払う場合を除き、次の口座に振り込むものとする。

年会費等振込先

東京三菱UFJ銀行西新宿支店普通口座5563838  
口座名義 東京都認証保育所協会 会長 毛利千恵

第7条 (退会) 協賛会員は、本会所定の書面により任意に退会することができる。ただし当該年度末までに書面による退会届のない限り、継続して協賛会員である意思を有するものとみなす。

第8条 (除名) 本会の名誉を傷つけ、又は本会に多大な損失を及ぼすような行為のあったときは、本会幹事会の決定により除名することができる。

第9条 (発効時期) この細則は、平成29年9月12日より発効する。

以上